

平成二十六年経済産業省令第一号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 産業活動における新陳代謝の活性化
 - 第一節 特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条）
 - 第一節の二 外部経営資源活用促進投資事業の促進（第十四条の二―第十四条の十）
 - 第一節の三 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）
 - 第一節の四 研究開発施設等の活用（第十四条の二十五）
- 第二節 事業再生の円滑化（第十五条―第五十六条）
- 第三章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二）
- 第四章 中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）
- 第五章 雑則（第六十六条―第六十九条）
- 附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この省令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び産業競争力強化法施行令（次章第四節及び第六十五条において「令」という。）において使用する用語の例による。

（新事業開拓事業者）

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次のイからホまでのいずれにも該当するもの
 - イ 次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社
 - （１） その発行済株式（その有する自己の株式を除く。（２）において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下（１）において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。（２）において同じ。）の所有に属している会社
 - ① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。②及び③において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - ② 当該大規模法人及び①に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - ③ 当該大規模法人並びに①及び②に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
 - （２） に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

- ロ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社

ニ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社

ホ 次のいずれかに掲げる会社以外の会社

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が役員に在る会社
- （２） 暴力団員等がその事業活動を支配する会社

二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ 前号ロからホまでのいずれにも該当する者

ロ 次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

- （１） その発行済株式（その有する自己の株式を除く。（２）において同じ。）の総数の二分の一を超える株式（当該株式が組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。次号において同じ。）を通じて法人及び当該法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。（１）において同じ。）の所有に属している場合を除く。ロにおいて同じ。）が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している者
- ① 当該法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。②及び③において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- ② 当該法人及び①に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- ③ 当該法人並びに①及び②に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（１） に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が法人の所有に属している会社

- ハ 法第二条第二十五項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社
- ニ 次のいずれかに該当する会社
 - （１） その設立の日以後の期間が十年未満の会社
 - （２） その設立の日以後の期間が十年以上十五年未満の会社であつて、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

三 既に事業を開始している者であつて、次のイからニまでのいずれにも該当する会社

- イ 第一号ロからホまで及び前号ハのいずれにも該当する会社
- ロ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の二分の一を超える株式（当該株式が組合を通じて会社及び当該会社と特殊の関係のある会社（次の（１）から（３）までに掲げる会社をいう。ロにおいて同じ。）の所有に属している場合を除く。ロにおいて同じ。）が同一の会社及び当該会社と特殊の関係のある会社の所有に属している会社以外の会社

(1) 当該会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）(2) 及び(3) において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該会社及び(1) に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該会社並びに(1) 及び(2) に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ハ その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者

ニ 次のいずれかに該当する会社

(1) その設立の日以後の期間が十年未満の会社であつて、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であるもの

(2) その設立の日以後の期間が十年以上十五年未満の会社であつて、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

（特定新事業開拓投資事業の要件）

第三条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 新事業開拓事業者であつて、特定新事業開拓中小企業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項各号に掲げる者に該当するものをいう。次号において同じ。）又は特定新事業開拓中堅事業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、当該その者の資本金の額が五億円未満のものをいう。）であるものの株式を取得及び保有する投資事業であること。

二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額の割合が百分の六十以上であること。

三 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

（特定新事業開拓投資事業）

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員（当該無限責任組合員が法人である場合にあつては、当該法人の役員又は使用人）が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営又は技術の指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業）

第四条の二 法第二条第九項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（認定

外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三 法第二条第十一項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（生産性向上設備等の定義）

第五条 法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するもののうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものイ 事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。

(1) 当該型式区分に係る販売開始日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が、当該事業者が当該指定設備を導入する日の属する年度又はその前年度であるもの

(2) 中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者及び同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等をいう。以下この条において同じ。）が導入する機械及び装置であつて、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウェア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）が組み込まれたもののうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置がロの要件を満たしているものに限る。）

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

指定設備 対象となるものの用途又は細目 販売が開始された時期に係る要件

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	販売が開始された時期に係る要件

機械及び装置	器具及び備品	建物					工具	
		試験又は測定機器	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）		
全ての指定設備		電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーパー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーパー用のソフトウェアをいう。以下この号において同じ。）が書き込まれたもの（次号において「サーパー用の電子計算機」という。）及びサーパー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるものであって、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。）					ローラー	
		当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

		十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
ソフト ウェア ア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

二 機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が十五パーセント以上（中小企業者等にあっては、五パーセント以上）となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

（営業利益＋減価償却費）の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三年度の平均額）

小設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

第六条 削除

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条 法第二十九条第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行うおとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

一 証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

三 前号の支援を受けて行う事業の内容

四 前号の事業の開始時期

（特定創業支援等事業）

第八条 法第三十一条の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であつて、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一 経営に関する知識

二 財務に関する知識

三 人材育成に関する知識

四 販売の方法に関する知識

（経済産業省令で定める金額）

第九条 法第三十三項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業の促進

（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）

第十条 法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

- 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）
- 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を有することを証する書類
- 五 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定新事業開拓投資事業を円滑かつ確実に実施する体制を有することを証する書類
- 六 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関の許可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合 当該許可等があったことを証する書類
 - ロ 当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならない場合 当該届出をしたことを証する書類
- 七 当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類
- 八 当該投資事業有限責任組合の組合員から特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金が出資されたことを証する書類又は当該資金が出資されることを証する書類
- 九 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 暴力団員等
 - ヘ 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であつた者であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの
 - ト 法人でその役員のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの
 - チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 暴力団員等
 - ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ニ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあつては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
- ホ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあつては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この号において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等並びに当該一の株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者
- ヘ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、ニに掲げる個人及びホに掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合に

- において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人
 - ト 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの
- 十一 当該投資事業有限責任組合が当該認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度までに株式を取得した場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 最初に株式を取得した事業年度以降の各事業年度における当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）
 - ロ 当該投資事業有限責任組合が取得した株式の発行会社が、その取得の時に第二条第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類
 - ハ 当該投資事業有限責任組合が保有する株式の発行会社が、第二条第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類
- 三 第一項の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であつて、十年を超えないものとする。
 - （特定新事業開拓投資事業計画の認定）
 - 第十一条 経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らし、その内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。
 - 「産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき同法第2条第7項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」
 - 二 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。
 - 三 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。
- （認定特定新事業開拓投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）
- 第十二条 認定特定新事業開拓投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。
 - 二 法第十七条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の変更を受けようとする認定特定新事業開拓投資事業組合は、様式第四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出し申請書及びその写しの提出は、認定特定新事業開拓投資事業計画の写しを添付して行わなければならない。
 - 三 前項の申請書及びその写しの提出は、認定特定新事業開拓投資事業計画の写しを添付して行わなければならない。
 - 四 第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施した期間を含めた当該認定特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該認定特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であつて、十三年を超えないものとする。
 - 五 第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、一回に限り変更することができ。
 - 六 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定めを照らし、その内容を審査し、当該認定新事

業開拓投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき認定するものとする。」

7 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

8 経済産業大臣は、第六項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更の指示）

第十三条 経済産業大臣は、法第十七条第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該変更を指示する認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の認定の取消し）

第十四条 経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該認定を取り消す認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消したときは、様式第九により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した投資事業有限責任組合の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第一節の二 外部経営資源活用促進投資事業の促進

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

第十四条の二 法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限責任組合を含む。次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第九の二による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一 申請者が投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（以下単に「投資事業有限責任組合」とする。）の無限責任組合員になろうとする者である場合 次に掲げる書類

イ 投資事業有限責任組合の組合契約書案の写し

ロ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずるもの（投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする者が個人である場合にあつては、申請日の属する事業年度の直前事業年度の確定申告書又はこれに準ずるもの）

ハ 投資事業有限責任組合の投資担当者が投資先の事業者に対する事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援の実施に必要な能力及び実績を有することを証する書類

ニ 投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

ヘ 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める書類

（一） 投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり法令上行政機関の許可等（行政手続法第二条第三号に規定する許可等をいう。以下この項におい

て同じ。）を必要とする場合 当該許可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類

（二） 投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この項において同じ。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

（一） 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（二） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

（三） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（四） 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（五） 暴力団員等

（六） 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の無限責任組合員であつた者であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの

（七） 法人でその役員及び投資担当者のうちに（一）から（六）までのいずれかに該当する者があるもの

（八） 暴力団員等がその事業活動を支配する者
チ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

（一） 暴力団員等

（二） 法人でその役員のうちに（一）に該当する者があるもの

（三） 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（四） 申請者が投資事業有限責任組合である場合 次に掲げる書類

イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し（外部経営資源活用促進投資事業を行うことについて組合契約書に記載がない場合にあつては、外部経営資源活用促進投資事業を行うことについて記載された当該投資事業有限責任組合の組合変更契約書案の写し）

ロ 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
ハ 当該投資事業有限責任組合の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずるもの

ニ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずるもの（当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあつては、申請日の属する事業年度の直前事業年度の確定申告書又はこれに準ずるもの）

ホ 当該投資事業有限責任組合の投資担当者が投資先の事業者に対する当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援の実施に必要な能力及び実績を有することを証する書類

へ当該投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を円滑かつ確実に実施することができると認めることができることを証する書類
ト 当該投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
チ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類

(1) 当該投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり法令上行政機関の許可等が必要とする場合 当該許可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

(2) 当該投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを受けることができることを証する書類

リ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が、前号ト(1)～(8)のいずれにも該当しないことを証する書類
ヌ 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が前号チ(1)～(3)のいずれにも該当しないことを証する書類

3 前項第一号イに掲げる組合契約書案又は同項第二号イに掲げる組合変更契約書案の写しを添付した場合にあつては、組合契約又は組合変更契約の成立後、組合契約書又は組合変更契約書の写しを速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第一項の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間は、外部経営資源活用促進投資事業の開始の日から当該外部経営資源活用促進投資事業の終了の日までの期間であつて、十年を超えないものとする。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十四条の三 経済産業大臣は、法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の2第1項の規定に基づき同法第2条第9項に規定する外部経営資源活用促進投資事業を実施する者として認定する」

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の三による書面を申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第九の四により、当該認定の日付、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者の名称、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十四条の四 認定外部経営資源活用促進投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条の三第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第十七条の三第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定外部経営資源活用促進投資事業者は、様式第九の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出は、変更前の認定外部経営資源活用促進投資事業計画の写しを添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施した期間を含めた、当該外部経営資源活用促進投資事業の開始の日から当該外部経営資源活用促進投資事業の終了の日までの期間であつて、十三年を超えないものとする。

5 第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間は、一回に限る変更することができる。

6 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十七条の二第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の3第1項の規定に基づき認定する」

7 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の六による書面を当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

8 経済産業大臣は、第六項の変更の認定をしたときは、様式第九の七により、当該認定の日付、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者の名称、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の指示)

第十四条の五 経済産業大臣は、法第十七条の三第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の八による書面を当該変更を指示する認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

(認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の取消し)

第十四条の六 経済産業大臣は、法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の九による書面を当該認定が取り消される認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を取り消したときは、様式第九の十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(確認申請書の提出)

第十四条の七 法第十七条の四第一項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業者による株式等の取得及び保有が、外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けようとする者(以下「確認申請者」という。)は、様式第九の十一及びその写し各一通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(確認書の交付)

第十四条の八 経済産業大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があつた場合において、当該確認申請書が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われると認めるときは、当該確認申請書に次のように記載し、これを確認書として確認申請者に交付するものとする。

「本申請に係る株式等の取得及び保有は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われるものであることを確認した」

(変更確認)

第十四条の九 前条の確認書の交付を受けた者は、同条の確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更するときは、様式第九の十二を、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の確認に係る確認書の交付に準用する。

(確認の取消し)

第十四条の十 経済産業大臣は、第十四条の八(前条第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すものとする。

一 第十四条の七に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
二 前条第一項に基づく申請を怠ったとき又は同項に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により確認を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十三による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

第一節の三 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

（令第五号第十三号の経済産業省令で定めるもの）

第十四条の十一 令第五号第十三号の経済産業省令で定めるものは、同条第一号から第十二号までに掲げる者が他の会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第二号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1) から (3) までに掲げる者であつた者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のあるものが行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の申請）

第十四条の十二 法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けようとする事業者（次項並びに次条において「申請者」という。）は、様式第九の十四による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類（当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む）

四 申請者が第二条第一号に規定する新事業開拓事業者に該当することを証する書類

3 第一項の認定の申請に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施期間は、十年を超えないものとする。

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定）

第十四条の十三 経済産業大臣は、法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の3第1項の規定に基づき同法第2条第11項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動を実施する者として認定する。」

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十四条の十四 認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、速やかに、様式第九の十六によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第二十一条の四第一項の規定に基づき革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、様式第九の十七による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 申請書及びその写しの提出は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従って革新的技術研究成果活用事業活動を実施した期間を含め、十年を超えないものとする。

5 経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条の三第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日

から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として当該認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の4第1項の規定に基づき認定する。」

6 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十八による通知書を当該認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

(認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更の指示)

第十四条の十五 経済産業大臣は、法第二十一条の四第三項の規定により認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十九による通知書を当該変更の指示を受ける認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

(認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の取消し)

第十四条の十六 経済産業大臣は、法第二十一条の四第二項又は第三項の規定により認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の二十による通知書を当該認定が取り消される認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

(指定金融機関等に係る指定の申請等)

第十四条の十七 法第二十一条の六第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第九の二十一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

法第二十一条の六第一項第一号に掲げる者であつて、行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けている場合にあっては、当該免許等を証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五 指定申請者が法第二十一条の六第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六 役員等が法第二十一条の六第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員等が誓約する書面

2 経済産業大臣は、法第二十一条の六第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

(業務規程の記載事項)

第十四条の十八 法第二十一条の六第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制に関する事項

イ 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施する部署に関する事項。

ロ 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る人的構成に関する事項。

ハ 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る相談窓口の設置に関する事項。

二 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施に係る貸付けの手続及び審査に関する事項

三 その他革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施に関する事項

(法第二十一条の六第四項第三号イの経済産業省令で定める者)

第十四条の十九 法第二十一条の六第四項第三号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により役員等の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定金融機関等の決定等)

第十四条の二十 経済産業大臣は、第十四条の十七第一項に基づく申請があつた場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関等を指定金融機関等に指定し、様式第九の二十二による通知書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等と認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者の間における革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、前項の申請を行った金融機関等に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(指定金融機関等の商号等の変更の届出)

第十四条の二十一 法第二十一条の七第二項の規定による届出は、様式第九の二十三による届出書により行わなければならない。

(業務規程の変更の申請等)

第十四条の二十二 指定金融機関等は、法第二十一条の八第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第九の二十四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更する規定の新旧対照表

二 変更後の業務規程

三 変更に関する意思の決定を証する書面

(業務の休廃止の届出)

第十四条の二十三 指定金融機関等は、法第二十一条の九第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第九の二十五による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(申請等の方法)

第十四条の二十四 法第二十一条の六第二項、第二十一条の七第二項、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九第一項並びに第十四条の十八、第十四条の二十一、第十四条の二十二及び前条の規定による経済産業大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、経済産業大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

第一節の四 研究開発施設等の活用

(法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等)

第十四条の二十五 法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一 大型クリーンルーム並びにそれに附属する施設及び設備

二 大型電力変換装置に関する試験施設及びその附属設備

三 試験研究用風力発電設備

四 化学物質の合成、分析及び評価に用いる施設並びにその附属設備

五 前各号に掲げる施設及び設備の周辺の土地

六 その他の研究開発又はその成果の活用に供する施設（土地を含む。）及び設備であつて、一時的な利用に供するもの

第二節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定の申請)

第十五条 法第四十七条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類

二 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当た

り法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が第十八条各号のいずれかに該当することを証する書面

三 認証紛争解決手続の実施方法が第二十条から第二十九条までに規定する基準に適合することを証する書類

四 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(変更の認証等の届出)

第十六条 特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第十一によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 法第四十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の認定に係る手続実施者を変更する場合

二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定により変更の認証を受けた場合

三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定により変更の届出を行った場合

四 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定により合併等の届出を行った場合

五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定により解散の届出を行った場合

六 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十九条の規定により同法第五条の認証が効力を失った場合

(認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件)

第十七条 法第四十七条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法第三百三十四条第二項の認定支援機関において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

二 法第四十七条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債権者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、民事再生法第五十四条第二項の監督委員（第十八条第一項第一号及び第二十二号第三項において「監督委員」という。）又は同法第六十四条第一項の管財人若しくは会社更生法第四十二条第一項の管財人（第十八条第一項第二号及び第二十二号第三項において「管財人」という。）の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験を有すること。

三 株式会社産業再生機構又は株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）において事業再生に係る債権者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

四 一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債権者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

(前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件)

第十八条 法第四十七条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六号第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 監督委員の経験を有する者

二 管財人の経験を有する者

(認証紛争解決手続の実施方法に係る基準)

第十九条 法第四十七条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

(一時停止)

第二十条 認証紛争解決事業者は、債権者（認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者に限る。以下この節において同じ。）に対し一時停止（債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないことをいう。以下この節において同じ。）を要請する場合には、債権者に対し、債務者と連名で、書面により通知しなければならない。なお、一時停止の要請に係る通知を発した場合

には、当該通知を発した日から原則として二週間以内に事業再生計画案（債権者が作成する事業再生の計画の案をいう。以下この節において同じ。）の概要の説明のための債権者会議を開催しなければならない。

(債権者会議)

第二十一条 認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議及び事業再生計画案の決議のための債権者会議をそれぞれ開催しなければならない。

(事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議)

第二十二条 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、当該債権者による現在の債務者の資産及び負債の状況並びに事業再生計画案の概要の説明並びにこれらに対する質疑応答及び債権者間の意見の交換を行わなければならない。

2 次の各号に掲げる事項についての前項の債権者会議の決議は、債権者の過半数をもって行うことができる。ただし、第四号及び第五号に掲げる事項については、債権者の全員一致をもって行わなければならない。

一 議長の選任

二 手続実施者の選任

三 第二十四条の債権者会議の開催日時及び開催場所

四 債権者ごとに、要請する一時停止の具体的内容及びその期間

五 第二十六条の債権者会議の開催日時及び開催場所

3 前項第二号の手続実施者の中には、監督委員若しくは管財人の経験を有する者が一人以上含まなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上（債務者の有利子負債が十億円に満たない場合には、二人以上）選任し、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第二項及び第六十六条第二項第二号において同じ。）がそれぞれ一人以上含まなければならない。

(事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議の期日の続行)

第二十三条 前条の債権者会議において事業再生計画案の説明が終了しなかった場合又は前条第二項各号に掲げる事項について決議されるに至らなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

(事業再生計画案の協議のための債権者会議)

第二十四条 事業再生計画案を協議するための債権者会議においては、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議において選任された手続実施者は、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものであるか否かについて意見を述べなければならない。

(事業再生計画案の協議のための債権者会議の期日の続行)

第二十五条 前条の債権者会議において事業再生計画案の協議が調わなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

(事業再生計画案の決議のための債権者会議)
第二十六条 事業再生計画案の決議のための債権者会議においては、債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議をすることができる。

(事業再生計画案の決議のための債権者会議の期日の続行)
第二十七条 前条の債権者会議において事業再生計画案が決議されるに至らなかった場合においては、債権者全員の同意により続行期日を定めることができる。

(事業再生計画案の内容)
第二十八条 事業再生計画案は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 経営が困難になった原因
- 二 事業の再構築のための方策
- 三 自己資本の充実のための措置
- 四 資産及び負債並びに収益及び費用の見込みに関する事項
- 五 資金調達に関する計画
- 六 債務の弁済に関する計画
- 七 債権者の権利の変更
- 八 債権額の回収の見込み

前項第四号に掲げる事項は次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 債務超過の状態にあるときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態にないこと。
- 二 経常損失が生じているときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること。
- 三 第一項第七号の債権者の権利の変更の内容は、債権者の間では平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。
- 四 第一項第八号の債権額の回収の見込みは、破産手続による債権額の回収の見込みよりも多い額とならなければならない。

(債権放棄を伴う事業再生計画案)
第二十九条 債権放棄を伴う事業再生計画案は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 債務者の有する資産及び負債につき、経済産業大臣が定める基準により資産評定が公正な価額によって行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。
- 二 前号の貸借対照表における資産及び負債の価額並びに事業再生計画における収益及び費用の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。
- 三 株主の権利の全部又は一部の消滅(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること。
- 四 役員の退任(事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)について定められていること。

三十 認証紛争解決事業者は、前項の事業再生計画案が同項各号のいずれにも該当すること及び経済産業大臣が定める事項について、第二十二条第三項ただし書の手続実施者に対し、書面による確認を求めものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会に対する特定認証紛争解決手続の終了の通知)
第三十条 債務者が法第五十一条又は第五十二条に規定する債務の保証を受けた場合であつて、当該債務者に係る特定認証紛争解決手続が終了したときは、特定認証紛争解決事業者は書面により、遅滞なく独立行政法人中小企業基盤整備機構又は当該債務の保証を行った信用保証協会に対してその旨を通知しなければならない。

(事業再生円滑化関連保証における経済産業省令で定める費用)
第三十一条 法第五十二条第一項の事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 原材料の購入のための費用
- 二 商品の仕入れのための費用
- 三 商品の生産に係る労務費及び経費
- 四 設備の増設、改良又は補修等のための費用
- 五 販売費及び一般管理費
- 六 借入金利息の弁済のための費用
- 七 少額の債権の弁済のための費用

(事業再生の計画として経済産業省令で定めるもの)
第三十二条 法第五十三条第一項の経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画は、次の各号のいずれかに該当するもの(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)とする。

- 一 法第五十一条第二号の事業再生の計画のほか、一般に公表された債務処理を行うための手続(破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算に関する手続を除く。)についての準則(公正かつ適正なものと認められるものに限る。)に基づき作成された事業再生の計画
- 二 法第四百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行うことを約した投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の支援を受けて作成された事業再生の計画
- 三 信用保証協会、都道府県、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法第七号第一項に規定する指定法人が、中小企業者又は金融機関からの要請に基づき、中小企業者ごとに開催する会議であつて信用保証協会が参加するものが関与して作成された事業再生の計画
- 四 中小企業等経営強化法第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関による指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

(資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準)
第三十三条 法第五十六条第一項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。
- 二 法第五十六条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。

法第五十六条第一項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは認定支援機関(以下「特定認証紛争解決事業者等」という。)は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該求めに係る確認を行わなければならない。

三 特定認証紛争解決事業者等は、当該資金の借入れが法第五十六条第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む。)のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十二により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

(債権が少額であること及び早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来すことを確認するための事項)
第三十四条 法第五十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者等は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該事業再生に係る債権者の意見を聴かなければならない。

2 特定認証紛争解決事業者等は、当該求めに係る債権が法第五十九条第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十三により債務者及び債権者に對し通知しなければならない。

（事業再生の計画に係る債権の減額に関する基準）

第三十五条 法第六十五条の三第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第六十五条の三第一項に規定する場合における同項の事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、同項の規定による確認を求めた事業者（次号及び次条において単に「事業者」という。）の事業再生のために合理的に必要であると見込まれる債権の金額を超えないものであること。

二 前号の減額が、当該減額を行った場合における将来の債権の金額が法第六十五条の三第一項の規定による確認の求めがあつた時点で事業者を清算した場合における債権の金額を下回らないと見込まれるものその他当該債権の債権者にとつて経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

（特定認証紛争解決事業者が考慮する事項）

第三十六条 特定認証紛争解決事業者は、前条各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、事業者の事業再生計画案における当該債権に係る債務（以下この条において「対象債務」という。）以外の債務の免除の状況その他の事情に鑑み、対象債務と当該対象債務以外の債務の取扱いにおける実質的な衡平について十分に考慮しなければならない。

第三十七条から第五十六条まで 削除

第三章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

（委員会の権限）

第五十七条 法第九十五条第一項第四号の経済産業省令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二 その額（機構が当該直接資金供給の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動に関して既に出資（法第八十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限り。次号において同じ。）を行った場合にあっては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三 その額と機構が既に行った出資（その出資に係る株式について法第一百一条第一項第十三号の譲渡その他の処分を行ったものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。

（委員会の議事録）

第五十八条 法第九十七条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 議事録は、書面又は電磁的記録（法第九十七条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四 法第九十七条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第五十九条 法第九十七条第九項の経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第六十条 法第九十八第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第六十一条 法第九十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2 機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（特定資金供給の変更に係る認可の申請）

第六十一条の二 特定資金供給に係る事項について、趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第五十五条第一項の変更の認可を要しないものとする。

2 機構は、法第五十五条第一項の規定に基づき特定資金供給に係る事項の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十一による申請書及びその写し各二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、変更前の当該認可の申請書の写しを添付して行わなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の変更の認可の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第四十四条第一項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定資金供給に係る事項の変更の認可をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認可に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、機構に交付するものとする。

「産業競争力強化法第105条第1項の規定に基づき認可する。」

5 経済産業大臣は、前項の変更の認可をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による書面を機構に交付するものとする。

第四章 中小企業の活力の再生

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条 法第一百五十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第二十八項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

（軽微な変更）

第六十二条の二 法第三十三条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第二項に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。

（認定支援機関）

第六十三条 経済産業大臣は、法第三十四条第四項の申請が次の各号に該当するものであると認められるときは、同条第一項の認定を行うものとする。

一 法第三十四条第四項第三号に掲げる委員の候補者が法第三十五条第五項に掲げる業務を確実に遂行するため適切な者であること。

二 法第三十四条第四項第四号に掲げる事項が法第三十三条第一項に規定する支援指針に照らして適切なものであること。

2 法第三十四条第四項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十四による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第三十四条第四項第四号二の経済産業省令で定める事項は、中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りとする。

4 法第三十四条第五項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更
- 二 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りの額の減少による変更
- 三 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りの額の百分の二十以内の増加による変更
- 五 認定支援機関は、法第三十四条に規定する業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三による届出書をその主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 二 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 三 休止し、又は廃止しようとする理由
- 六 前項の規定による届出をしようとする認定支援機関は、前項の規定による届出の三月前までに、様式第三十四により独立行政法人中小企業基盤整備機構へ報告するよう努めるものとする。
(中小企業再生支援協議会)
- 第六十四条 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、様式第二十五による届出書をその主たる事務所を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 2 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときは、様式第二十六による届出書をその主たる事務所を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
- (投資事業有限責任組合契約における純資産等の算定の方法)
- 第六十五条 令第三十四条第一項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 純資産の額 第五号の資産の額から第四号の負債の額を控除して得た額
 - 二 純損失の額 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第九十一条第二項の経常損失金額又は同令第九十四条第二項の当期純損失金額
 - 三 欠損の額 会社計算規則第七十六条第二項第四号の利益剰余金（零を下回るものに限る。）の絶対値の額
 - 四 負債の額 会社計算規則第七十三条第一項第二号の負債の部に計上した額の合計額（次号イの繰延税金資産等の額を控除する場合にあつては、当該合計額から同令第七十五条第二項第一号チ（一）及び（二）の規定により流動負債の部に記載した繰延税金負債の額及び同項第二号ニ（一）及び（二）の規定により固定負債の部に記載した繰延税金負債の額を控除して得た額）
 - 五 資産の額 次に掲げるいずれかの額
 - イ 会社計算規則第七十三条第一項第一号の資産の部に計上した額の合計額又は当該合計額から繰延税金資産等の額（同令第七十四条第三項第五号の繰延税金資産の額並びに同項第一号カ（一）及び（二）の規定により流動資産の部に記載した繰延税金資産の額並びに同項第四号ニ（一）及び（二）の規定により固定資産の部に記載した繰延税金資産の額の合計額をいう。）を控除して得た額
 - ロ イに掲げるいずれかの資産の額から会社計算規則第七十六条第七項第一号のその他有価証券評価差額金及び同項第三号の土地再評価差額金に計上した額を控除して得た額

第五章 雑則

第六十六条 (実施状況の報告)

認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員は、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十七により経済産業大臣に報告しなければならない。

2

- 一 認定特定新事業開拓投資事業組合の組合契約書の写し
- 二 認定特定新事業開拓投資事業組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

- 三 認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度に取得した株式の発行会社が、その取得の時に第二条第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類
- 四 認定特定新事業開拓投資事業組合が保有する株式の発行会社が、第二条第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類
- 五 認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員が、第十条第二項第十号イからチのいずれにも該当しないことを証する書類

六 認定特定新事業開拓投資事業組合の有限責任組合員が、第十条第二項第十一号イからトのいずれにも該当しないことを証する書類

第六十六条の二 認定外部経営資源活用促進投資事業者は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十七の二により経済産業大臣に報告しなければならない。

2

- 一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
- 二 当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び財務諸表等に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

第六十六条の三 認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十七の三により、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 2 第一項の報告には、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
- 3 認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、経済産業大臣に様式第二十七の四により報告をしなければならない。

- 一 当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。
- 二 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があつたこと。
- 三 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

第六十七条 特定認証紛争解決事業者は、特定認証紛争解決手続の事業の各事業年度における実施状況について、毎事業年度終了後三月以内に、様式第二十八により経済産業大臣に報告しなければならない。

(立入検査の証明書)

第六十八条 法第三十八条第二項又は第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第二十九によるものとする。

(事業再生計画に基づき資産が贈与された場合の課税の特例に関する確認)

第六十九条 特定認証紛争解決事業者は、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の取締役又は業務を執行する社員である個人であつて、租税特別措置法第四十条の三の二第一項の課税の特例の適用を受けようとするものの求めに応じ、同項の資産の贈与が同項各号に掲げる要件を満たしていると認められるか否かの判断その他必要な事項について、当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者に対し確認を求め、その結果を様式第三十により当該個人に対し通知することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第二章第四節の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十九号）

二 事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十三号）

三 株式会社産業革新機構の産業革新委員会の議事録に関する規則（平成二十一年経済産業省令第三十二号）

四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十一年経済産業省令第三十三号）

附則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第六号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年三月三一日経済産業省令第三三〇号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、改正規定中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に改める部分及び「政令で定める中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改める部分は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年四月一日経済産業省令第六三三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年六月三〇日経済産業省令第八一〇号）

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第三条の規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が平成二十九年四月一日以後に受ける同法第十七条

第一項の認定に係る同法第十八条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された同法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業について適用し、同項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十七条第一項の認定に係る同法第十八条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された同法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業については、なお従前の例による。

附則（平成二九年七月二一日経済産業省令第五二二〇号）抄

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日経済産業省令第五五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五十一条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第六

条の規定による改正前の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五十一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第三三九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附則（平成三〇年九月二五日経済産業省令第五五九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三三九号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第三条の規定は、産業競争力強化法第二条第七項に規定する投資事業有限責任組合がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された同法第二条第七項に規定する特定新事業開拓投資事業について適用し、同項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十六条第一項の認定に係る同法第十七条第二項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された同法第二条第七項に規定する特定新事業開拓投資事業については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年十二月三一日経済産業省令第四八〇号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則（令和二年四月一日経済産業省令第三三五号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月二七日経済産業省令第三三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一六日経済産業省令第七五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附則（令和二年十二月二八日経済産業省令第九二二〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則	(令和三年六月一六日経済産業省令第五二号)	
この省令は、	公布日から施行する。	
附 則	(令和三年六月一六日経済産業省令第五三号)	抄
(施行期日)		
この省令は、	公布の日から施行する。	
1 附 則	(令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号)	抄
この省令は、	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日 (令和三年八月二日) から施行する。	
1 附 則	(令和四年三月三一日経済産業省令第三〇号)	抄
この省令は、	令和四年四月一日から施行する。	
附 則	(令和四年二月一日経済産業省令第八九号)	
この省令は、	公布の日から施行する。	
附 則	(令和五年一月一〇日経済産業省令第一号)	
この省令は、	令和五年一月三十一日から施行する。	
附 則	(令和五年三月三一日経済産業省令第一九号)	
この省令は、	令和五年四月一日から施行する。	
附 則	(令和五年七月二二日経済産業省令第三七号)	
この省令は、	公布の日から施行する。	
附 則	(令和五年二月二八日経済産業省令第六三号)	抄
この省令は、	公布の日から施行する。	

様式第一 (第10条関係) (平20経産令30・平30経産令30・平31経産令30・令和経産令17・令3経産令30・一訂改正)

特定新事業開拓投資事業計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称

無限責任組合員の氏名又は名称

産業競争力強化法第16条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
2. 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
3. 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
4. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
 - (1) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員の新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。
 - (2) 投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数を記載する。
 - (3) 投資事業有限責任組合が実施する特定新事業開拓投資事業に附帯する事業の内容を簡潔に記載する。
 - (4) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員の特定新事業開拓投資事業の実施体制を簡潔に記載する。
 - (5) 投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。
2. 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
 - (1) 特定新事業開拓投資事業に係る以下の事項を記載する。
 - ① 投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階
 - ② 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する新事業開拓事業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額、特定

- 新事業開拓中堅事業者の株式の取得価額、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額のそれぞれの割合として予定している割合
- ③ 投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
- ④ その他特定新事業開拓投資事業の実施方法
- (2) 特定新事業開拓投資事業の実施時期は、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間をいう。）を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。
3. 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを簡潔に記載する。
- (2) 資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。
4. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容
- 投資事業有限責任組合が認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）までに株式を取得した場合、別表により、前事業年度までに特定新事業開拓投資事業組合が実施した特定新事業開拓投資事業の内容を記載する。

別表1

実施した特定新事業開拓投資事業の内容（ 年度分）

	取得した株式の発行会社の名称	取得した株式の発行会社の住所及び代表者名	取得した株式の発行会社が実施する又は実施した新たな事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階	特定新事業開拓中小企業者又は特定新事業開拓中堅事業者の別及びそれに関する事由（最初に株式を取得した時の従業員数又は資本金の額）	取得した株式の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容	年度に取得した株式の取得価額及びその取得の方法	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額の総額
1							
2							

3							
4							
合計							

但投資事業有限責任組合が各事業年度の年度末時点で保有する株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第2条第1号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

別表2

取得した株式の内訳（ 年度分）

	年度に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
	年度に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
取得した特定新事業開拓中小企業者の株式			
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式			
取得した特定新事業開拓中堅事業者の株式			
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式			
合計			
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の合計			

別表3
取得した株式の処分の状況（ 年度分）

取得した株式の処分の状況	処分した株式の発行会社の名称	処分した株式の発行会社及び代表者名	年度に処分した株式の取引量、取得方法及び取得した年度	年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法	株式の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技術の指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額
1						
2						
3						
4						
合計額						

但投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。

様式第二（第11条関係）（平30経産令39・令元経産令17・一部改正）

特定新事業開拓投資事業計画の不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

年 月 日付にて認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

法第16条第 3 項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第11条関係）（令元経産令17・一部改正）
特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2. 認定特定新事業開拓投資事業組合名

3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容

4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 「3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容」中、認定特定新事業開拓投資事業組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

2. 「4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期」中、特定新事業開拓投資事業の終了時期は、投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第四（第12条関係）（平30経産令39・令元経産令17・令2経産令62・一部改正）
認定特定新事業開拓投資事業計画の変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
無限責任組合員の氏名又は名称

年 月 日付で認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第12条関係）（平成28年令39・令元経産令17・一部改正）
特定新事業開拓投資事業計画の変更不認定通知書
年 月 日
殿
経済産業大臣 名
年 月 日付けで変更認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとする。
記
不認定の理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
法第17条第 3 項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第六（第12条関係）（令元経産令17・一部改正）
変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表
1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業組合名
3. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
4. 変更後の特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
1. 「3. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容」中、認定特定新事業開拓投資事業組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の内容として記載しない。
2. 「4. 変更後の特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期」中、特定新事業開拓投資事業の終了時期は、投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第七（第13条関係）（平30経産令38・令元経産令17・一部改正）
認定特定新事業開拓投資事業計画の変更指示の通知書
年 月 日
股
経済産業大臣 名
年 月 日付けで認定をした特定新事業開拓投資事業計画について
は、下記の理由により変更を指示します。
記
変更を指示する理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
法第17条第 3 項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第八（第14条関係）（平30経産令38・令元経産令17・一部改正）
認定特定新事業開拓投資事業計画の認定取消し通知書
年 月 日
股
経済産業大臣 名
年 月 日付けで認定をした特定新事業開拓投資事業計画について
は、下記の理由により認定を取り消します。
記
認定を取り消す理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
法第17条第 2 項及び第 3 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具
体的に記載する。

様式第九（第14条関係）（平30経産令39・令元経産令17・一部改正）
認定特定新事業開拓投資事業計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日

2. 認定を取り消した投資事業有限責任組名

3. 認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）

1. 認定取消しの理由

(1) 法第17条第 2 項及び第 3 項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

(2) 投資事業有限責任組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第九の二(第14条の2第1項関係)

外部経営資源活用促進投資事業計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者)

住 所

名 称

氏 名

産業競争力強化法第17条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合(当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合)に関する事項(別紙一のとおり)

2. 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期(別紙二のとおり)

3. 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法(別紙三のとおり)

4. 投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項(別紙四のとおり)

（備考）

1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあつては、名称は不要とする。

2. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあつては、氏名には代表者の氏名を記載する。

3. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

- 1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合(当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合)に関する事項については、別紙一に記載すること。
- 2. 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期については、別紙二に記載すること。
- 3. 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法については、別紙三に記載すること。
- 4. 投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項については、別紙四に記載すること。

別紙一(第14条の2第2項第1号ハ及び同条同項第2号ホ関係)

投資事業有限責任組合の概要

1. 無限責任組合員の概要

会 社 名	※個人の場合は氏名
所 在 地	※個人の場合は住所
電 話	
F A X	
連 絡 部 署 ・ 担 当 者	
設 立 年 月 日	※個人の場合は不要
資 本 金	※個人の場合は不要
役 員 数 ・ 従 業 員 数	役員数 人(うち非常勤 人)、従業員数 人(うち非常勤 人) ※個人の場合は不要
代 表 者 及 び 役 員 ※常勤・非常勤をカッコ書 で明記すること	※個人の場合は不要
主要株主及び特株比率 ※上位5名以上を明記する こと	※個人の場合は不要
関連企業、グループ 内での位置づけ、当 該企業との取引状 況、出向者の有無等	※個人の場合は不要
沿 革	※個人の場合は不要
事 業 内 容	
会 社 の 特 色、投 資 事 業 に お け る 特 色	

2. 無限責任組員の経営基盤(※法人のみ)

(1) 決算状況

【単位：百万円】

	○／○期(実績)	○／○期(実績)	○／○期(実績)	○／○期(実績)
売上				
経常利益				
当期利益				
自己資本				
自己資本比率				

- (2) 組織体制
- (3) 経営者及び役員の履歴

3. 投資担当者の投資事業等の実績

【投資担当者氏名 ○○ ○○】

(1) これまでに担当した投資事業有限責任組合等の投資実績

	ファンド名	ファンド規模	ファンドの種類	ファンドにおける役割	経営又は技術の指導の実績	運用時期
の投資 実績 担当者として						～
						～
						～
						～
						～

- (2) これまでに、投資事業有限責任組合等以外で、海外事業者との連携・支援や、外部経営資源活用促進の実績等がある場合にはその内容
- ※投資担当者が複数名いる場合は、担当者ごとに記載

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2. 「1. 無限責任組員の概要」について、無限責任組員が個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本等(日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面を添付すること。)

(記載要領)

「投資事業有限責任組合の概要」には、外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)によって成立させようとする投資事業有限責任組合(当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合)に関する事項を記載すること。

別紙二(第14条の2第2項第1号ニ及び同条同項第2号へ関係)

外部経営資源活用促進投資事業の概要

1. 外部経営資源活用促進投資事業該当性
- 本計画は、以下の全ての要件を満たしております。
- 外国法人の発行する株式等の取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものであること。
- 本計画に基づく投資事業を行うことで、投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- 投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。
- 本計画に基づく投資は、純投資目的に該当するもの(事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。)ではありません。
- ① 株式等の短期的な売買による利益を受けること

② 専らデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。)を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

③ 投資先の事業者に不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること

④ 投資先の事業者に動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

2. 外部経営資源活用促進投資事業の概要

- (1) 実施内容の概要(簡潔に記載)
- (2) 具体的事項
- ① 本組合の事業目的

② 投資先の事業者に対して実施する経営又は技術の指導の具体的な内容

③ 主な投資対象

④ 想定する投資先の内訳
- | | | |
|--|-------------------|------------|
| | 取得の価額の合計額
(想定) | 割合
(想定) |
|--|-------------------|------------|

外部経営資源活用促進投資事業の海外投資	(A)	(A/D)
外部経営資源活用促進投資事業以外の海外投資	(B)	(B/D)
国内投資	(C)	(C/D)
合計	(D)	100%

- ⑤ 投資形態・投資規模
- ⑥ 回収方法
3. ファンド組成計画(組成済みのファンドにあっては現状のファンド計画)
- (1) 投資事業有限責任組合の存続期間(年月日で記載)

(2) 外部経営資源活用促進投資事業の実施期間(年月日で記載)

(3) 払込方法(一括払い／分割払いの別)

(4) 出資予定総額に対する募集・応募状況

(5) 予定される有限責任組員

(6) 管理報酬

(7) 成功報酬

(8) 組合組成に関する法令上の問題の有無及びその内容
4. 本組合の運営体制及び運営方法
- (1) 運営体制・担当者について

(2) 投資担当者の変更手続き

- (3) 発掘から投資決定に至るプロセス(発掘・調査・選定)
- (4) 投資から出口までの支援プロセス(支援内容・方法、モニタリング等)
- (5) 中立性の担保(利益相反の防止策)
- (6) 管理体制
- (7) 投資委員会又は投資検討会
- (8) 外国法人の発行する株式等の取得及び保有の割合について、外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時、若しくは認定外部経営資源活用促進投資事業に従って行われることについて確認を受けた投資が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置

5. 上記以外の特記事項

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
□がある事項については、内容を確認の上、該当するものにレを記すこと。

別紙三(第14条の2第2項第1号ホ及び同条同項第2号ト関係)

外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 投資事業有限責任組合の出資約束金額

年 月 日時点における〇〇〇投資事業有限責任組合の出資約束金額は以下のとおり。

組合員区分	組合員名	出資約束金額	出資	
			履行金額	未履行金額
無限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
合計				

2. 投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法(該当する場合に記載)

	資金使途	金額	借入期間	中小機構の債務保証を受ける見込み
調達先				
調達先				
調達先				

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 出資約束金額には、投資事業有限責任組合契約に基づき投資事業有限責任組合に出資することを約した金額を記載すること。

2. 出資履行金額には、出資約束金額のうち出資の履行として投資事業有限責任組合に払い込んだ金額を記載すること。

3. 出資未履行金額には、出資約束金額のうち払込みをしていない金額を記載すること。

4. 中小機構の債務保証を受ける見込みがある場合は「2. 投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」に、その旨記載すること。

別紙四（第14条の2第2項第1号ト及びチ並びに同条同項第2号リ及びヌ関係）
投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する誓約書

年 月 日

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）
住 所
名 称
氏 名

当社（私）は、〇〇〇投資事業有限責任組合、その組合員及び投資担当者が、次に定める事項を満たすことを誓約します。

- 1. 投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (4) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (5) 暴力団員等
 - (6) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であつて、その取消しの日から五年を経過しない者
 - ① 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者
 - ② 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員
 - ③ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の、投資担当者
 - ④ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者
 - (7) 法人であつて、その役員の中に(6)①から④までのいずれかに該当する者がある者
 - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2. 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 暴力団員等

- (2) 法人であつて、その役員の中に(1)に該当する者がある者
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（備考）

- 1. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
- 2. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
- 3. 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
- 4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

□がある事項については、内容を確認の上、該当するものにレを記すこと。

様式第九の三（第14条の3第2項関係）

外国証券投資法用財産投資事業計画の不認定通知書 年 月 日

宛 証券商業大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった外国証券投資法用財産投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとしします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

（記載要領）
認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九の四（第14条の3第3項関係）

外国証券投資法用財産投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定外国証券投資法用財産投資事業者の氏名又は名称
3. 認定外国証券投資法用財産投資事業計画に係る外国証券投資法用財産投資事業の内容
4. 外国証券投資法用財産投資事業の開始時期及び終了時期

（備考）
用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

（記載要領）
1. 認定外国証券投資法用財産投資事業計画に係る外国証券投資法用財産投資事業の内容（中）
2. 認定外国証券投資法用財産投資事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第九の五（第14条の4第2項関係）

認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

姓 氏 名

姓 名

氏 名

令和 年 月 日付けで認定を受けた外部経営資源活用促進投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第17条の3第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

（備考）

1. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有価証券組合の有価証券組合員になろうとする個人である場合には、名義は不要とする。

2. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有価証券組合の有価証券組合員になろうとする法人である場合には、氏名には代表者の氏名を記載する。

3. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有価証券組合である場合、認定を受けた者が組合規約によって投資事業有価証券組合を設立した場合には、当該投資事業有価証券組合）にあっては、氏名には有価証券組合員の氏名を記載する。なお、有価証券組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

4. 月額の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載事項）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の六（第14条の4第7項関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった外部経営資源活用促進投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

月額の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載事項）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九の七（第14条の4第8項関係）

変更後の認定外部経営資源活用促進投資事業計画の内部の公表

1. 変更認定をした年月日

2. 変更後の認定外部経営資源活用促進投資事業者の名称

3. 変更後の認定外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業の内容

4. 変更後の外部経営資源活用促進投資事業の開始時期及び終了時期

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

「3. 変更後の認定外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業の内容」中、認定外部経営資源活用促進投資事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを会員の対象として記載しない。

様式第九の八（第14条の5関係）

認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

総 経 済 産 業 大 臣 名

令和 年 月 日付付で認定をした外部経営資源活用促進投資事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第九の九（第14条の6第1項関係）

認定外経路投資推進活用促進投資事業計画の認定取消し通知書

年 月 日

宛

経済産業大臣 氏 名

令和 年 月 日付付けで認定をした外経路投資推進活用促進投資事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(署名)

用紙の大きさは、日本縦書き横書A4とする。

(記載事項)

認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第九の十（第14条の6第2項関係）

認定外経路投資推進活用促進投資事業計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日

2. 認定を取り消した者の名称

3. 認定取消しの理由

(署名)

用紙の大きさは、日本縦書き横書A4とする。

(記載事項)

1. 認定取消しの理由

(1)認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

(2)事業者の事業上の影響に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第九の十一（第14条の7関係）

株式等の取得及び保有が認定外部投資資金利用促進投資事業計画に従って行われることの
経済産業大臣の確認申請書

経済産業大臣 閣 年 月 日

（認定外部投資資金利用促進投資事業者）
氏 名
所 在 地

産業競争力強化法第17条の4第1項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部投資資金利用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けたため、別紙の書類を添えて申請します。

記

外部投資資金利用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報（別紙のとおり）

（備考）

1. 認定外部投資資金利用促進投資事業者が、投資事業有価証券組合の無関係取締役になるとう
する個人である場合には、名称は不要とする。

2. 認定外部投資資金利用促進投資事業者が、投資事業有価証券組合の無関係取締役になるとう
する法人である場合には、氏名には代表者の氏名を記載する。

3. 認定外部投資資金利用促進投資事業者が投資事業有価証券組合である場合（認定を受けた者が
組合制によって投資事業有価証券組合を構成する場合には、当該投資事業有価証券合
会）にあっては、氏名には無関係取締役の氏名を記載する。なお、無関係取締役が法人であ
る場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

4. 別紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙（第14条の7関係）

外部投資資金利用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報

1. 個別投資の概要

(1) 株式等の取得及び保有の対象となる外国法人の名称

(2) 株式等の取得及び保有の概要（条約定款の場合は、可能な範囲で記載）
①株式の種類（「普通株」）種類名 株式
②発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合
(ア) 発行可能株式総数
普通株式〔 〕株、〔 〕種別優先株式〔 〕株
(イ) 発行済株式総数
普通株式〔 〕株、〔 〕種別優先株式〔 〕株
(ウ) 投資前後の出資割合
投資前〔 〕％、投資後〔 〕％
③取得株式数〔 〕株（発行済株式数〔 〕株）
④発行価額（普通／〔 〕種別）株式1株あたり〔 〕円
⑤払込金額の総額〔 〕円
⑥払込期日 年 月 日
(3) 株式等の取得、保有の目的及び予定投資金額
(4) 活用を予定する外国法人の投資資源
(5) 投資先事業者へ提供を予定する経営又は技術の態様の内容

2. 外部投資資金利用促進投資事業計画への適合性

当該個別の投資は、以下の全ての要件を満たしております。

□個別の投資の対象となる外国法人は我が国の事業主において、高い生産性の実現又は国内外に
おける新たな需要の掘起が行われること等、新たな付加価値を創出することにより、D1
で我が国の産業の競争力向上に寄与することが見込まれるものであること。

□認定外部投資資金利用促進投資事業者の投資担当者が、投資先の事業主に対して経営又は技術
の提供を行うこと。

□当該個別の投資は、純投資目的に課せられる（事業主の競争力の強化を目的とするための投資）で
なく、専ら我が国の利益を目的とするような投資でないこと。

□株式等の短期的な売買による利益を受けること

②等がデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第24号に規定するデリバティブ取引をい
う。）を行っている投資先の事業主から、デリバティブ取引による利益を得ること
③投資先の事業主に不動産を賃貸し、その投資先の事業主が更にその不動産を賃貸している場
合であって、その投資先の事業主から賃貸料を受けること
④投資先の事業主に融資をリースし、その投資先の事業主が更にその融資をリースしている場
合であって、その投資先の事業主からリース料を受けること

（記載要領）
1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 当該項目については、投資先事業主ごとに記述すること。

様式第九の十二（第14条の9関係）

株式会社等の取得及び保有が認定外部取締役兼監査役兼取締役等事業計画に従って行われることの変更後

認定理由
年 月 日
経済産業大臣 殿
（認定外部取締役兼監査役兼取締役等事業主）
氏 名
所 在 地
役 務

前事業競争力強化法第17条の4第1項の規定に基づき、株式会社等の取得及び保有について、認定
外部取締役兼監査役兼取締役等事業計画に従って行われることの確認を受けた事項について、変更の
確認を受けたことので、当該の変更を添えて申請します。

- 1. 変更した箇所
- 2. 変更した理由
- 3. 添付書類
（当該変更に係る申請添付書類のみ添付）

（備考）
1. 認定外部取締役兼監査役兼取締役等事業主が、投資事業有限責任組合の無償責任組合員になろうと
する個人である場合には、住所は不要とする。
2. 認定外部取締役兼監査役兼取締役等事業主が、投資事業有限責任組合の無償責任組合員になろうと
する個人である場合には、氏名には氏名の氏名を記載する。
3. 認定外部取締役兼監査役兼取締役等事業主が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が
組合員として投資事業有限責任組合を設立した場合は）、当該投資事業有限責任組
合）にあっては、氏名には無償責任組合員の氏名を記載する。なお、無償責任組合員が法人である
場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 月額の大小とは、日本企業規格外4とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の十三（第14条の10第2項関係）

株式等の取得及び所有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認取
消し通知書

年 月 日

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで確認をした産業競争力強化法第17条の4第1項の規定に基づき、株式会社等
の取得及び所有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについ
ては、下記の理由により確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載事項)
確認の取消しの理由となつてゐるものを具体的に記載する。

様式第九の十四（第14条の12関係）

革新的技術研究開発活用事業活動計画に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

姓 名
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画につい
て認定を受けたいので申請します。

1. 新事業開発事業者の概要
2. 革新的技術研究開発活用事業活動の内容
3. 革新的技術研究開発活用事業活動の実施時期
4. 革新的技術研究開発活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. その他

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載事項)
1. 新事業開発事業者の概要、革新的技術研究開発活用事業活動の内容、革新的技術研究開発活用事業
活動の実施時期、革新的技術研究開発活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法につ
いては、別紙一に記載すること。
2. 新事業開発事業者に関する事項については、別紙二に記載すること。

1 新事業開拓事業者の概要

(1) 名称等
事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____
設立年月日 _____

読者会入会証の領

ベンチャーキャピタル等から投資及び指導を受けている場合、初めに融資を受けた者の名称、初めに
融資を受けた年月日及びその時点の資本金の額

名	性

年 月 日

(1) 事業名

(1) 事業名

- ☐ 新たな役務の開始又は提供
- ☐ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ☐ 役務の新たな提供の方式の導入
- ☐ その他の新たな事業活動

(3) 革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

(4) 革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標

(計画期間) 年 月 日～ 年 月 日

用途・用途	資金調達方法	金額（百万円）	償還年数・償還方法
-------	--------	---------	-----------

事業年度	事項	金額（千円）	備考
	市役所と金融機関等からの調達を行う場合に、以下の名称を登録		市役所と金融機関等からの調達を行う場合のみに適用

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「ベンチャーキャピタル等」は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）第一イ②①に規定する要件に該当するものとする。

(1)「(3) 革新的技術研究成果活用事業活動」

(2)「(4)革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標」には、革新的技術研究成果活用事業活動に

要の開拓の経緯、事業として成り立つ蓋然性（具体的な数値計画等）等を要約的に記載する。

計画期間を10年以内とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。

計画期間を10年以内とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。

(1) 革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に当たって必要な資金の額及

と。

(3)「資金調達方法」の欄には、自己資金、出資、融資、補助金、その他の資金の調達方法を記載すること。同一の税種・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(4) 特定金融機関等からの調達を行う場合には、当該資金の調達に係る特定金融機関等の名称・融資年度・償還方法を記載すること。

別紙二（第14条の12第2項第4号関係）

新事業開始事業者であることの確認書

年 月 日

信 用
名 称
代 表 者 の 氏 名

- 当社は、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。
- 1. 発行済株式の総数の2分の1を超え株式会社同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外（注1）であること
 - 2. 株式会社であること
 - 3. 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第67条の1第1項に規定する投資証券を適正多数株権限に登録されている株式の発行者である会社以外の会社
 - 4. 親会社等との関係及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する親会社又は同条第5項に規定する特殊関係会社等に該当する事業を営む会社以外の会社であること
 - 5. 親会社又は親会社でなくなった日から3年を経過しない者が役員にいたる会社以外の会社及び親会社等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注2）

(第1) 次の(1)又は(2)に属する会社以外の会社
(1)その発行済株式(その有する自己の株式を除く。(2)において同じ。)の総数の二分の一を超
える株式が同一の大規模法人(資本金の総額もしくは出資の総額が一定額を超えたる法人又は資本
額しくは出資を有しない法人のうち有価証券の総額が一定額を超えたる法人をい。以下、中小
企業投資育成株式会社を除く。以下(1)において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係
のある会社(次の①から③までに掲げる会社をいう。(2)において同じ。)の所有に属してい
る会社
① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社
の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。)の総数
又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
② 当該大規模法人及びこれと当該会社に関連する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式
の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の
二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
③ 当該大規模法人及びこれと当該会社に関連する特殊の関係のある会社が有する他の会
社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又
は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
(2) (1)に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の二分の一以上が大規模法人及び当該大規
模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

(第2) 下記以外の会社
(1) 第1項第1号に規定する行為の禁止に関し(平成3年法律第77号)第2条第4号に
規定する暴力団員(「暴力団員」という。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年
を経過しない者(「暴力団員等」という。以下同じ。)が役員に在る会社
(2) 暴力団員等がその事業活動に支助する会社

(備考)
前項の太字きは、日本産業規格A4とする。

様式第九の十五 (第14条の1第2項関係)

事業的技術研究開発等事業活動評価書の不認定通知書

年	月	日
発		
経済産業大臣	名	

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業的技術研究開発等事業活動計画については、下記
の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)
前記の太字きは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九の十六（第14条の14第1項関係）

革新的技術研究開発活用事業活動計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた革新的技術研究開発活用事業活動計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、第14条の14第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

(備考)
用紙の欠ききは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の十七（第14条の14第2項関係）

認定革新的技術研究開発活用事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた革新的技術研究開発活用事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第13条の4第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

(備考)
用紙の欠ききは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の十八（第14条の14第6項関係）

革新的研究成果活用事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付付で変更認定申請のあった革新的研究成果活用事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

(記載要領)

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九の十九（第14条の15関係）

認定革新的研究成果活用事業活動計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付付で認定をした革新的研究成果活用事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

(記載要領)

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第九の二十（第14条の16関係）

認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定申請し通知書

年 月 日

府

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付にて認定をした革新的技術研究成果活用事業活動計画については、下記の原因により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

認定の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第九の二十一（第14条の17関係）

認定金融機関等認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 府

住 所

名 称

代 表 者 の 氏 名

認定金融機関等の認定を受けたので、産業競争力強化法第1条の6第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所

2. 役員等の役職名及び氏名

3. 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行うとする事業所又は事業所の名称及び所在地

4. 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を開始しようとする年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九の二十二（第14条の20第1項関係）

特定金融機関等特定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

記

令和 年 月 日付けで申請のあった特定金融機関等の特定申請については、申請のとおり産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の6第1項の規定に基づく特定金融機関等として認定します。

様式第九の二十三（第14条の21関係）

特定金融機関等番号等変更届出

年 月 日

経済産業大臣 殿

在 席
名 稱
代 表 者 の 氏 名

（1）特定金融機関等の番号若しくは名称又は住所

（2）産業的技術研究開発法第9条第2項第1号のイの事業所若しくは事業所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第21条の7第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本縦型用紙A4とする。

様式第九の二十四（第14条の22関係）

附記申請機関等業務取扱変更認可申請

年 月 日

経済産業大臣 殿

信 用 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

革新的技術研究成果活用事業活動支援事業助成に関する取組の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第21条の9第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更予定年月日

3. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九の二十五（第14条の23関係）

革新的技術研究成果活用事業活動支援事業停廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

信 用 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

革新的技術研究成果活用事業活動支援事業助成の一部（全部）を停廃止（廃止）するので、産業競争力強化法第21条の9第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 停廃止（廃止）しようとする革新的技術研究成果活用事業活動支援事業助成の範囲

2. 停廃止（廃止）しようとする年月日

3. 停廃止しようとする場合によっては、その期間

4. 停廃止（廃止）の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十（第15条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

認定申請書

産業競争力強化法第47条第1項の規定に基づき、同法第2条第20項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(別添書類)

1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類

2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面

3 認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類

4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職 名	職 歴	備 考
計	名		

注. 手続実施者が第18条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職 歴

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 第20条から第29条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第十一（第16条関係）（令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

変更届出書

下記の事項について変更がありましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

年 月 日	事 項

(注意事項)

「事項」欄には、変更した事項を記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第十二（第33条関係）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

資金の借入れに関する確認通知書

下記の事項について(関係銀行が独立法第34条第1項及び(同条第3項において準用する場合を含む。))のいずれにも適合することを確認しましたので通知します。

記

1. 借入者名
2. 確認の対象となる資金の借入れ

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第十四 削除
様式第十五 削除
様式第十六 削除
様式第十七 削除
様式第十八 削除
様式第十九 削除
様式第二十 削除
様式第二十一 から第二十三まで
様式第二十四 (第63条関係) 削除

削除

様式第二十五（第64条関係）（令元経産令17・令2経産令93・一部改正）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

認定支援機関の名称

認定支援機関の長の氏名

中小企業再生支援協議会委員任命届出書

中小企業再生支援協議会の委員を下記のとおり任命いたしましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第64条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

委員の氏名	職 業	所属及び地位

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二十六（第64条関係）（令元経産令17・令2経産令93・一部改正）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

認定支援機関の名称

認定支援機関の長の氏名

中小企業再生支援協議会委員変更届出書

中小企業再生支援協議会の委員を下記のとおり変更いたしましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第64条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 解任した委員の氏名等

委員の氏名	職 業	所属及び地位

2 新たに任命した委員の氏名等

委員の氏名	職 業	所属及び地位

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二十七（第6条関係）（平33経産令20・平31経産令20・令元経産令17・令2経産令92・一
部改正）

年度における認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況報告書
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
無限責任組合員の氏名又は名称

年 月 日付けで認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画の
年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容
2. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容
(1) 別表により、認定特定新事業開拓投資事業組合が実施した特定新事業開拓
投資事業の内容を記載する。
(2) 資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保
証を受けた場合には、その旨を記載する。
2. その他
認定特定新事業開拓投資事業組合の組合員に変更が生じた場合には、その旨
を記載する。

別表 1

実施した特定新事業開拓投資事業の内容

取得した 株式の発 行会社の 名称	取得した 株式の発 行会社が 実施する 新たな事 業の内容及び 並びに当 該事業の 成長段階	取得した 株式の発 行会社が 認定新事業 開拓中堅事業 者の別及び それに該当 する事由 (最初に株 式を取得し た時の従業 員数又は資 本金の額)	取得した 株式の発 行会社に対 して実施し た経営の 指導の内容	年度 に取得し た株式の 取得価額 及びその 取得の方 法	認定特定 新事業開 拓投資事 業計画の 実施期間 中に取得 した株式 の取得価 額の総額
1					

2						
3						
4						
合計						

(例) 認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度の年度末時点で保有する
株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第2条第1
号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

別表 2

取得した株式の内訳

	年度に取得した株 式の取得価額及び当該 株式の取得価額の総額 に対するその割合		認定特定新事業開拓投資事 業計画の実施期間中に取得 した株式の取得価額及び当 該株式の取得価額の総額に 対するその割合	
	年度に取得した 事業規模の拡大を図 る新事業開拓事業者 の株式の取得価額及 び当該株式の取得価 額の総額に対するそ の割合		認定特定新事業開拓 投資事業計画の実施 期間中に取得した事 業規模の拡大を図る 新事業開拓事業者の 株式の取得価額及び 当該株式の取得価額 の総額に対するその 割合	
取得した特定新事業開 拓中小企業者の株式				
うち、事業規模の拡 大を図る新事業開拓 事業者の株式				
取得した特定新事業開 拓中堅事業者の株式				
うち、事業規模の拡 大を図る新事業開拓 事業者の株式				
合計				
うち、事業規模の拡 大を図る新事業開拓 事業者の株式の合計				

別表3
取得した株式の処分の状況

取得した株式の処分の状況	処分した株式の発行会社名称	処分した株式の住所及び代表者名	年度に処分した株式の価額、取得方法及び取得した年度	年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法	株式の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技前の指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額
1						
2						
3						
4						
合計額						

(例) 認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。

様式第二十七の二（第66条の2第1項関係）

令和 年度における認定外取締役等買戻活用促進投資事業計画の実施状況報告書

年 月 日

経済産業大臣 閣

(認定外取締役等買戻活用促進投資事業計画)

氏 名

氏 名

氏 名

令和 年 月 日付で認定を受けた外取締役等買戻活用促進投資事業計画の令和 年度の实施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した外取締役等買戻活用促進投資事業の内容（別表一～三の通り）

2. その他

(備考)

1. 認定外取締役等買戻活用促進投資事業者が個人である場合においては、主幹は不要とする。

2. 認定外取締役等買戻活用促進投資事業者が法人である場合には、氏名に当該法人の氏名を記載する。

3. 認定外取締役等買戻活用促進投資事業者が有価証券等買戻活用促進投資事業組合（認定を受けた者の組合）によって投資事業有価証券組合を成立させた場合には、当該投資事業有価証券組合（以下「組合」という。）の氏名に当該投資事業有価証券組合の氏名を記載する。なお、当該投資事業有価証券組合が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。また、当該投資事業有価証券組合が法人である場合は、組合の氏名と代表者の氏名を記載する。また、当該投資事業有価証券組合が法人である場合は、組合の氏名と代表者の氏名を記載する。

4. 用語の定義は、日本証券業協会（以下「協会」という。）の定めるとおりとする。

(記載要領)

1. 実施した外取締役等買戻活用促進投資事業計画の内容

別表一～三により、認定外取締役等買戻活用促進投資事業者が実施した外取締役等買戻活用促進投資事業計画の内容を記載する。

2. その他

認定外取締役等買戻活用促進投資事業者の出資者が変更が生じた場合には、その旨を変更前と変更後を対比して記載する。

別添三（第66条の3第1項関係）

支取した外債借入金償還金（外債借入金）の償還金（外債借入金）の償還金									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1									
2									
3									
4									
合計									

① 借入した外債借入金の償還金

② 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

③ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

④ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑤ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑥ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑦ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑧ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑨ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

⑩ 借入した外債借入金の償還金（外債借入金）の償還金

様式第二十七の三（第66条の3第1項関係）

年度における認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施状況報告書

年 月 日

経済産業大臣 閣

自 署

名 務

代 表 者 の 氏 名

令和 年 月 日付けで認定を受けた革新的技術研究成果活用事業活動計画の年度の実施状況も別添のとおり報告します。

記

1. 認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施状況（別添のとおり）

2. 実施した革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容及び実施を受けた支援措置の内容（別添のとおり）

(備考)

用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第二十七の四（第66条の3第3項関係）

年度における認定革新的技術研究開発成果活用事業活動計画の進捗状況報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

令和 年 月 日付で認定を受けた革新的技術研究開発成果活用事業活動計画の実施に当たり、下記
の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載事項）
第66条の3第3項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第二十八（第67条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年度における特定認証紛争解決手続の実施状況報告書

特定認証紛争解決手続の事業の実施状況を次のとおり報告いたします。

1. 特定認証紛争解決手続の実施状況

(1) 特定認証紛争解決手続の状況

(2) 事業再生計画の概要

(3) 手続実施者の選任状況

(4) 手続実施者の意見の概要

(5) 合意の状況

2. 産業競争力強化法第48条から第58条、第59条から第65条、第65条の3及び第65条の4まで
の状況

3. その他特記事項

注. 1. (1)～(4)及び2. については、個別の特定認証紛争解決手続について記載するこ
と。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十九（第68条関係）（平30経産令39・一部改正）
表

年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
刻 印 (写真)		産業競争力強化法第138条第2項による立入検査証 (発 行 権 者) 印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条（略）

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十九条 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

様式第三十（第69条関係）（令元経産令17・一部改正）

年 月 日

住所
氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印
手続実施者の氏名 印

事業再生計画に基づき資産が贈与された場合の課税の特例に関する確認通知書
経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第69条の規定に基づき、租税特別措置法（昭和32年法律第36号）第40条の3の2第1項の資産の贈与が同項各号に掲げる要件を満たしていることその他の事実について下記のとおり確認しましたので通知します。

記

1. 当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者が、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第8条の6第1項第1号に掲げる者に該当すると認められるものであること。

2. 当該特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者
名称
住所

3. 贈与した対象資産
資産の種類（土地、家屋、権利等）
所在地等
数量

4. 当該特定認証紛争解決手続において決議された事業再生の計画が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号に掲げる要件に該当すると認められるものであること。

5. 租税特別措置法第40条の3の2第1項の資産の贈与が、当該事業再生の計画に基づき、同項各号に掲げる要件を満たしていると認められるものであること。
注 手続実施者の氏名については連名とすること。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第三十一（第61条の2関係）（平30経産令59・追加、令元経産令17・一部改正）

特定資金供給に係る事項の変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名 印

年 月 日付けで認可を受けた特定資金供給に係る事項について下記の
とおり変更したいので、産業競争力強化法第105条第1項の規定に基づき認可を申
請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十二（第61条の2関係）（平30経産令59・追加、令元経産令17・一部改正）

特定資金供給に係る事項の変更不認可通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認可申請のあった特定資金供給に係る事項につい
ては、下記の理由により認可をしないものとします。

記

不認可の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

法第104条第1項のうち、認可をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十三（第63条関係）（令2 経産令75・追加、令2 経産令92・一部改正）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

認定支援機関の名称

認定支援機関の長の氏名

休止・廃止届出書

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第63条第5 項の規定により、産業競争力強化法第134条に規定する業務の休止又は廃止をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の内容（休止・廃止）

2. 休止し、又は廃止しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止し、又は廃止しようとする理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三十四（第63条関係）（令2 経産令75・追加、令2 経産令92・一部改正）

年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長 殿

住 所

認定支援機関の名称

認定支援機関の長の氏名

休止・廃止届出に関する事前報告書

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第63条第6 項の規定により、産業競争力強化法第134条に規定する業務の休止又は廃止の届出を下記のとおり行う予定ですので報告いたします。

記

1. 届出の内容（休止・廃止）

2. 休止し、又は廃止しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止し、又は廃止しようとする理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。